

文在寅政権の福祉改革と 韓国におけるジェンダー体制

—女性労働者の社会権を中心に

黄晶美／大畑正姫 訳

はじめに

- 1 福祉国家と女性の社会権——概念の拡張，社会的コンテクスト（social context）
- 2 指標から見た韓国における女性の社会権
- 3 文在寅政権の福祉改革とジェンダー・アジェンダ
——第2次社会保障基本計画，革新的包容国家の未来ビジョンを中心に
おわりに——残された課題

はじめに

文在寅政権の福祉改革を象徴するキーワードは「包容国家」である。包容国家はすべての社会構成員を包容し安定した生活を保障するため，福祉財政を積極的に拡げ，様々な社会サービスを提供しようとする。このような方向性は，社会権の理念とかなり類似しているものである。当然のことながら包容国家は福祉国家と同意語ではなく，包容が直ちに社会権を意味するものでもない。

韓国では20世紀後半を貫く社会の支配的言説として，「先成長・後分配 [成長を先に，分配は後返し]」という経済成長優先の政策が根強かった。1997年のアジア通貨危機の渦中で発足した金大中政権は「生産的福祉」を標榜し，福祉国家への転換を図った。盧武鉉大統領の「参与政府」は少子高齢化に対応する先駆的政策の必要性を力説し，保育政策を体系化させるため注力した。その後，保守政権が続く中，福祉政策は「普遍と選別」という理念的対立のもとで一連の論争を経てきた。そして，文在寅政権は以前の政権から始まった福祉政策を体系化させると同時に，さらに深まった韓国社会の格差を解消すべき責務を負ってスタートした。

本稿は，包容国家の方向性と政策的課題を女性の社会権拡張という見方から探る必要があるとする多少漠然とした問題意識から出発したものである。しかし，この問いかけは直ぐさま壁につき当たってしまった。それは，論理的な議論の枠組みがあまりにも広範囲にわたっているばかりか，経験的立証もまた難しいためである。包容国家はビジョンとして提示されたものの，現在はまだ推進過程にあり，2017年5月にスタートした現政権の成果を客観的に評価するには時期尚早である。このように厄介なことであっても，福祉国家の目標と成果をジェンダーの視点，女性の見方から省

察しようとする試みは有意義な分析の出発点となろう。

興味深いことは「フェミニスト大統領」に言及した韓国の初の事例がまさに文在寅大統領であり、組閣においても多くの女性長官を任命し、前向きな姿勢をみせてきた。しかし、女性の社会権はフェミニズム運動が追求したジェンダー平等のみならず、階級的な分配の定義づけを拡大することによって得られるものである。言い換えるならば、女性の社会権は福祉改革とジェンダー平等政策が互いに交差する領域に位置しており、福祉国家の特徴や女性運動の指向性によって、その制度化の方向が異なってくるといえよう。このようなところから、包容国家を目指す福祉改革は女性の社会権をいかなる政策課題として認知しているのか、女性の社会権の多様な領域においてどのような課題を優先するのか、政策内部に矛盾や不一致はないのか、問うべきであろう。

以下は本稿の構成である。

第1節では女性の社会権について概念の定義と、その歴史的脈絡を探ってみたい。福祉制度の拡大は一般的に社会権を広げるには意味があるものの、既に存在するジェンダー秩序と固定観念により、女性の社会権が直線的で平坦に拡大していくわけではない（黄晶美 2007）。とりわけ21世紀の韓国社会における女性の社会権について論じるためには、社会権を一つの固定概念として前提にするより社会的脈絡の中で再定義し、国によって異なる福祉制度の中で体系化される多様な形態について述べる必要がある。

第2節ではいくつかの指標を通して、韓国における女性の社会権の現状を探ろうとするものである。女性の労働参加、低賃金労働、国民年金の加入率、性別貧困率、子どものいる女性の労働参加率、乳幼児ケアへの支出など、いくつかの指標のうち、最近の動向を簡略に紹介したい。この統計指標で現政権の政策成果を評価しようとするものではなく、福祉改革と包容国家政策の内容と指向性が女性の社会権にどのような意味をもつのか目安とする基礎資料としたい。

第3節では文在寅政権が発表した主要な政策文献のうち二つ（第2次社会保障基本計画、包容国家未来ビジョン 2045）を選び、その中で女性の社会権とジェンダー平等をどのように扱っているのかを探ってみたい。最後にこのような考察により、政策言説内部の空白や不一致、残された課題と争点などを述べることで結論に代えたい。

1 福祉国家と女性の社会権

——概念の拡張、社会的コンテキスト（social context）

(1) 福祉国家の多様なコンテキストと女性の社会権

社会権とは単に最小限の経済的安定や生存のレベルから、「社会的遺産を充分共有し、その時代の支配的基準による文明生活を送ることのできる権利」と定義づけられよう。社会権の本来の意味合いは狭義の福祉受給権ではなく、一つの社会における完全な成員権（full membership）である（Marshall 1992 : 8）。ジェンダー的観点から福祉国家論を読み返してきた多くの研究は、社会権または市民権の概念に内包されている男性中心主義と、それによる女性排除の問題を指摘してきた。男性世帯主が有償労働で生活上のリスク（労災、失業、退職・引退など）に備えることが福祉国家の基本的枠組みであり、労働市場の外縁部やその周辺部に追いやられ不安定な生計を営む女性たち

は保護圏外におかれる。さらに、女性が主に担っている無償のケア労働は社会的に認められず、有償労働を中心に設計された福祉体制のもとで女性は二重の負担に甘んじている（Orloff 1993）。

資本主義の福祉国家体制で男性の社会権が市場—国家というメカニズムの内部で作動するならば、女性の社会権は市場—国家—家族を結び付けるより包括的なメカニズムの上部で論議されなければならない。女性の経済的独立は、男性労働者（男性稼ぎ主）とは異なる要素によって影響を受けるものである。それは第一に、女性が有償労働にどれほどアクセスできるか、第二に、女性が独自の世帯を形成し維持する能力をどれほど確保できるかという問題のそれである。男性中心的な結婚制度と家族モデルから抜け出し、独立して生活できるかという選択の可能性は、女性の社会権概念における中心軸となる（Orloff 1993；黄晶美 2007：27）。

マーシャルの定義づけた社会権が第2次世界大戦後に成立した西欧の福祉国家を母胎として作られたとするなら、20世紀後半の福祉国家における財政危機、グローバル資本主義と新自由主義の時代を経た21世紀的状况における社会権の論議は、「ポスト・マーシャル主義の時代（a post-Marshallian age）」へと差しかかっている（Hobson & Lister 2002；Matthews & Erickson 2005）。古典的な社会権の概念が階級不平等への介入、福祉国家による所得保障を重視したとすれば、新たな社会権は階級のみならず性別や人種など、社会的に不利な集団に平等を保障する方向へと拡大している。もはや社会権とは所得保障の問題だけでなく、公的領域への参加、他人から尊重され認められることを含む概念へと広がっているのである（黄晶美 2007：15）。

福祉国家が女性の権利拡大のための政策をどのような方向へと推進させ、さらにいかなる政策アジェンダに選択あるいは集中させるかは、様々な変異があり得るだろう。福祉国家とジェンダーの関係を扱う多くの研究を総合してみると、女性の社会権に関する問いかけは、およそ三つに要約できよう。社会政策は、女性が独立世帯を維持できるのか（Orloff 1993；Young 2002）、あるいは男性世帯主の家族モデルを強化するのか（Lewis 1993）？ 社会政策は、貧困女性が自分や家族のベネフィットとは無関係に低賃金労働市場へと流入するように仕向けているのか（Abramovitz 1996）、逆に女性が仕事や家族への必要な責任を追及できるようエンパワーさせているのか？ 異なる社会階層の女性は経済的自立とジェンダー平等において、同等の機会を得ているのか（Orloff 1993；Young 2002；Abramovitz 1996；Htun & Weldon 2018：162）？

（2）福祉拡大とジェンダー平等政策の相互作用

韓国でジェンダー平等が公の場で論議され女性政策が制度化されていく過程は、1980年代以降、民主化達成の成果を土台に行われてきたものである。1987年以降に広がった市民社会の空間のもとで女性運動は雇用の平等、性暴力と家庭内暴力、女性の人権と性差別の法律改正を主導していった。2001年の女性省（その後、女性家族省へと拡大）発足で象徴される政策拡大は、金大中政権時代の民主党と女性運動との協力関係により大きく後押しされた（黄晶美 2017）。

このようにジェンダー平等を目指す政策改革は一つの転換点を作り出したものの、韓国的「国家フェミニズム」戦略とも呼べるような制度的成功がその後新たな難題とジレンマをもたらしたのも事実であろう（黄晶美 2017；ソ・ドゥウォン 2012）。まず、ジェンダー平等を推進する政策ガバナンスの不安定さが解消されていない。市民社会で提起されたジェンダー平等要求に応えつつ具体的

な政策代案を推進すべき政党と、官僚内勢力や集団がまとまることができていないためである。二番目に、一連の制度改革は、韓国社会の経済構造や労働市場に深く根を張った性差別と性別〔職域〕分離を解消する現実的变化を作り出せなかった。経済危機の時代に取り入れられた女性政策により、労働市場のジェンダー差別アジェンダは徐々に縮小されてしまった（黄晶美 2017：30-31）。三番目に、フェミニズムの大衆化と共に 10 代や 20 代の若い女性たちのオンラインによる積極的なフェミニズム活動は、ジェンダー論議に新たな変化と亀裂を呼び込んでいる。とりわけ若い女性たちの日常経験から生じる怒りと抵抗の声は既存の政策の優先順位を変化させており、漸進的改革という制度化したルートの限界を批判している（黄晶美 2020）。

福祉政策の拡張という側面からみるならば、金大中政権後には女性の社会権と関連した有意味な変化が進められてきた。何よりも政府は、社会保険の加入範囲を小規模な零細事業所まで包括しようとする改善策を持続的に推進してきた。働く女性のための出産休業〔手当〕や育児休業〔給付金〕については雇用保険ベースに体系化させ、出産休業の有給化や育児休業給付金の引き上げなどは、女性の社会権保障のために意味のある進展だといえよう。

さらに社会保険ではなく租税をベースとした福祉政策も拡大されたのだが、その代表例として導入されたのが低所得高齢者のための基礎年金、すべての子どもたちへの無償保育と児童手当である。社会保険の死角地帯におかれた女性が男性より多いことを考えると、税制ベースの普遍的手当はより多くの女性に恩恵を与えられよう。しかし、手当制度は女性の労働参加と養育の選択を一定方向に誘引したり強要したりする可能性や、女性の貧困を解消するのに十分な所得保障機能を備えていない限界など、別の問題も抱えている。

2 指標から見た韓国における女性の社会権

(1) 就業率*と低賃金労働

韓国における女性の就業率は緩やかに増加しているものの、まだ 60% に満たない。15～64 歳の女性就業率は 2011 年 53.1%、2015 年 55.7%、2018 年には 57.2% へと増加した。男性の就業率は 2011 年 74.6%、2017 年 76.3% に上昇したが、2018 年 75.9% へと若干減少した。よって就業率の性別格差もまた、2011 年の 21.5% ポイントから 2018 年 18.7% ポイントへと若干狭まった（キム・ギョンヒ外 2019：82）。20 代の青年層における女性就業率は男性とそれほど差がないか、むしろ高い水準となっているので、今後の就業率における性別格差は次第に減っていくものと予想される。

しかし、女性就業率の増加が女性の労働市場における地位上昇につながっているのか、言い換えれば、より多くの女性が有償労働にアクセスすることによって生活の質が向上し、独立した生活基盤を築ける可能性が高まっているのかについては明らかではない。韓国の性別賃金格差は OECD

* 訳注：韓国語原文は「雇用率」であるが、その定義は「15 歳以上人口に占める就業者の割合」であるため、日本の定義に即して「就業率」と訳出した。韓国で就業率とは「求職活動者数に占める就業者の割合」を指しており日本の定義とは異なる。

表1 最低賃金未滿の労働者——性別の差異（単位：ウォン，千人，％）

年度		2013	2014	2015	2016	2017	2019
最低賃金		4,860	5,210	5,580	6,030	6,470	8,350
女性	賃金労働者 (A)	7,848	8,141	8,434	8,619	8,818	9,163
	最低賃金未滿の労働者 (B)	1,327	1,482	1,399	1,671	1,685	2,099
	B / A [C]	16.9	18.2	16.6	19.4	19.1	22.9
男性	賃金労働者 (A)	10,392	10,635	10,878	11,008	11,188	11,396
	最低賃金未滿の労働者 (B)	759	788	823	993	976	1,287
	B / A [D]	7.3	7.4	7.6	9.0	8.7	11.3
性別格差 (C - D)		9.6	10.8	9.0	10.4	10.4	11.6

資料：統計庁「経済活動人口付加調査」各年度。

出典：最低賃金委員会「最低賃金審議のための賃金実態などの分析」各年度。

キム・ギョンヒ外（2019）『国家のジェンダー平等指数の改編と活用方策』，女性家族省。

諸国の中でも最も高いレベルにあり⁽¹⁾，また女性労働者のうち多数が労働市場の周辺部における低賃金労働に従事している問題も依然として残されている。

賃金労働者の生活安定基準ともいえる最低賃金にも満たない低賃金女性労働者の割合は増加しており，男性に比べ女性の割合は2倍も高い。表1で示したように女性労働者のうち最低賃金未滿の低賃金労働者の割合は，2013年の16.9%から2016年19.4%，2019年には22.9%へと増加し続けてきた⁽²⁾。男性労働者のうち最低賃金未滿の労働者の割合も同期間において増加し続けているが，女性労働者に比べその割合は半分に過ぎない。2019年には文在寅政権の公約により最低賃金が大きく引き上げられたが，最低賃金未滿の労働者の割合が以前に比べ著しく上昇したのは，急激な最低賃金引き上げ率とも関係があるだろう。問題なのは最低賃金未滿の労働者比率の性差が2019年11.6%ポイントに，以前と比べて高まったということである。これらの指標は女性の労働市場への参加が量的には増えているものの，女性の有償労働を基本とする生活の質の向上と賃金上昇は依然として残された課題であることを示すものである。

(2) 女性世帯主と性別貧困率

20世紀における福祉国家の社会権保障体系は，男性生計維持者と女性被扶養者という家族を前提に作られてきた。しかし，男性世帯主と女性のケア提供者という規範的家族形態（normative family arrangement）は，今日において既に普遍的ではなくなっている。北ヨーロッパと西ヨーロッパにおいても，これまで完全に実現されたこともない（Coontz 2016）。韓国でも家族の変化，家族の多様性の拡がりは大変ダイナミックに進んでいる。全世帯のうち女性が世帯主となっている世帯は，1990年の15.7%から2015年には29.6%と2倍近く増えており，10世帯のうち3世帯は男

(1) 韓国における性別賃金格差（男性 = 100）は2010年62.6，2015年62.8，2018年66.6であり，女性の平均賃金は男性に比べて33.4%低い状況となっている。

(2) 韓国では1986年12月に最低賃金法が制定された後，1988年から最低賃金制度が施行された。最低賃金法第1条によると，最低賃金制の目的は勤労者に賃金の最低水準を保障し，勤労者の生活安定と労働力の質的向上を図ることにより，国民経済の健全な発展に資するというものである。

表2 女性世帯主による世帯の割合と婚姻状態 (単位: 千世帯, %)

年度		1990	1995	2000	2005	2010	2015
女性世帯主の世帯数		1,787	2,147	2,653	3,485	4,497	5,666
女性世帯主の婚姻状態	有配偶者	17.7	15.7	16.6	17.9	24.0	24.7
	死別	56.3	56.1	50.5	44.4	37.7	35.8
	離婚	5.6	7.1	11.6	14.4	16.0	18.0
	未婚	20.4	21.0	21.4	23.2	22.3	21.5
女性世帯主による世帯の割合		15.7	16.6	18.5	21.9	25.9	29.6

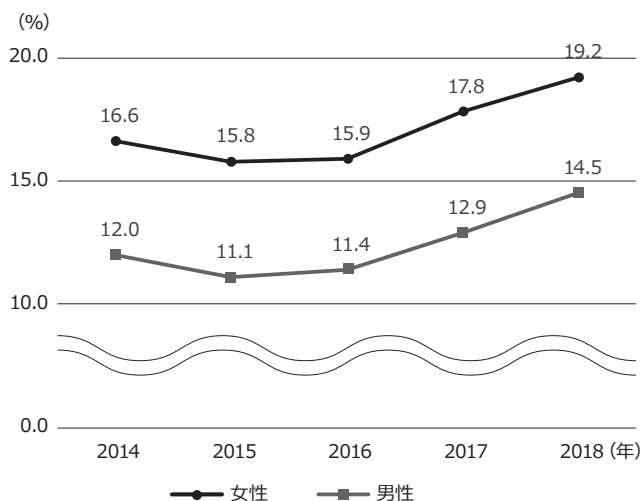
資料: 統計庁「人口住宅総調査」各年度。

出典: e- ナラ指標ホームページ (http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1577)。

性が世帯主ではなく女性の世帯主で、家族の主な生計を女性が支えている。1990年には女性世帯主の半分以上が配偶者との死別により世帯主だったが、2015年には女性世帯主の婚姻スタイルが多様化した。配偶者がいる状態で女性が世帯主となっている世帯、結婚していなかったり離婚したりして、その後に女性が世帯主となった女性が増え続けている(表2)。

女性の貧困率は2018年には19.2%で、男性(14.5%)に比べ4.7%ポイント高い(図1)。女性の貧困率は2014年の16.6%から2015年には15.8%と小幅の下落をみせているが、その後は上昇し続

図1 性別貧困率



注1) 貧困人口は全世帯の経常所得(勤労所得+事業所得+財産所得+移転所得)を基準に計算された貧困率を使用した。

2) 貧困線は相対貧困線で、経常所得の中位50%以下を基準に適用した。

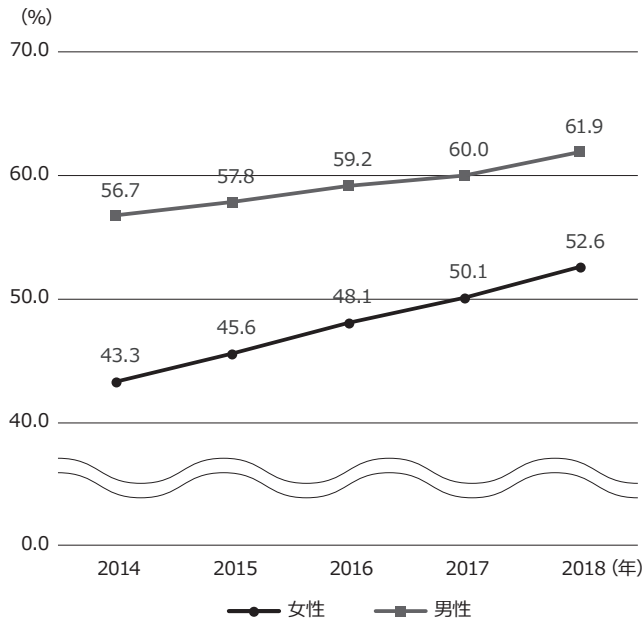
3) 農家、漁業世帯は除く。

4) 2017年から四半期別の資料により貧困率が公表されている。全体平均は第4四半期の加重平均値で計算したもの。

資料: 統計庁「家計統計調査」元の資料を分析。

出典: キム・ギョンヒ外(2019:97)。

図2 性別でみる国民年金の加入率



資料：国民年金管理公団「国民年金統計」各年度；統計庁（2019.9），KOSIS DB。

出典：キム・ギョンヒ外（2019：99）。

け2016年15.9%，2017年17.8%，2018年には19.2%と高まっている。男性貧困率の変化の推移は女性と同様で、最近の貧困率は平均4.5%ポイント～4.9%ポイントの低い水準の差異を維持している⁽³⁾。

(3) 社会保険の包容性：国民年金

現代国家においてリスクに備えるセーフティーネットは、主に社会保険により機能する。働く女性が増えれば増えるほど社会保険加入の機会も増え、より多くの女性が疾病や失業、高齢によるリスクを社会保険システム内で備えることができる。福祉国家のソーシャル・セーフティーネットが女性をどれほど包容しているのかをみせる指標のうち、ここでは国民年金加入率を探ってみよう⁽⁴⁾。

図2をみると2014年以降、女性と男性の国民年金加入率は共に持続的な上昇がみられる。2018年現在、女性は加入対象年齢の52.6%が加入しており、男性は女性より9.3%ポイント高い61.9%

(3) 図1の性別貧困率は世帯単位ではなく個人の単位で、女性世帯主ではない女性個人を単位として測定したものである。国際指標ではすべて個人を単位とした人口貧困率を使っており、韓国の貧困統計でも高齢者と児童は個人を基準に人口貧困率を適用している。家計動向調査資料を使い経常所得（勤労所得+事業所得+財産所得+移転所得）の中位50%貧困線を適用した（キム・ギョンヒ外2019：97）。

(4) 国民年金制度は所得保障の最も基本的な公的保険として、国民の生活安定と福祉増進に寄与することを目的に運営されている。加入対象は18歳から60歳未満の韓国在住のすべての国民で、1人以上の全事業所と事業所加入者ではない地域での加入者、本人の希望による任意加入者全員に適用される。

表3 国民年金の性別受給者の現況（65歳以上の人口比，単位：人，％）

年度		2016	2017	2018	2019
65歳以上の人口	男性 (A)	2,956,784	3,130,925	3,272,648	3,457,689
	女性 (B)	4,038,868	4,225,181	4,377,760	4,569,226
年金受給者	男性 (C)	1,595,471	1,746,652	1,872,665	2,027,985
	女性 (D)	1,068,887	1,190,031	1,307,380	1,450,573
老齢年金受給者*	男性 (E)	1,551,570	1,699,376	1,822,412	1,974,052
	女性 (F)	741,215	819,257	894,028	989,595
年金受給比率	男性 (C / A)	54.0	55.8	57.2	58.7
	女性 (D / B)	26.5	28.2	29.9	31.7
老齢年金受給比率	男性 (E / A)	52.5	54.3	55.7	57.1
	女性 (F / B)	18.4	19.4	20.4	21.7

注：* 国民年金受給者のうち、遺族年金、障害年金を除いた老齢年金受給者、要は自分が納付した年金寄与分で年金を受け取っている受給者を意味する。

資料：国民年金統計年報各年度 (https://www.nps.or.kr/jsppage/info/resources/info_resources_03_01.jsp?cmsId=statistics_year)。

となっている。女性の国民年金加入率は半分より少し多い程度になっているものの、ずっと増加し続けており、男性に比べ速いスピードで上昇している。性別加入率の格差をみると、2014年には13.4%ポイントの格差をみせていたが、2018年には9.3%ポイントと低くなっている（キム・ギョンヒ外2019：97-98）。

現在国民年金の受給者割合をみると、加入率より性別格差がより大きく示されている（表3）。65歳以上の全人口の国民年金受給者の比率は、男性では2016年54.0%から2019年には58.7%と増えており、男性高齢者の6割程度が国民年金を受け取っていることになる。女性の場合は2016年26.5%から2019年31.7%へと多少は受給率が上がったものの、女性の老後保障で国民年金のカバレッジは3割程度に過ぎない。国民年金のうち遺族年金と障害年金を除き、老齢年金の受給率を比較してみると、性別格差はさらに大きく現れている。2019年の男性の老齢年金受給者は57.1%であるのに比べて女性は21.7%となっており、性別による差は35.4%ポイントに達している。女性の受給権者のうち一部は独立した受給権者ではなく、被扶養者として遺族年金などを受給しているためである。このような格差は、現在高齢期の女性が過去に不利な労働市場の条件、すなわち限られた雇用機会と賃金差別などに甘んじながら生きてきたことを示すものである。

（4）ケアと女性の社会権：両親の就業率と乳幼児への保育支援の拡大

労働参加は女性にとって様々な理由で望ましいことではあるが、家事とケア労働を担わねばならない女性たちの「2交替制シフト勤務 (second shift)」(Hochschild & Machnung 1989) は平等な雇用参加において障壁となる。ケアを担っている女性は、雇用主からみると活用度の低い労働者であり、ケア提供者に対する差別は労働市場においても頻繁に起きている (Htun & Weldon 2018)。

子どもを育てる女性が労働市場で直面する困窮を一つの統計指標に押し込めることは難しい。ここでは子どものいる女性と、男性の就業率の違いを探ってみたい。次頁表4で示した通り、17歳

表4 子どもの年齢別にみた*両親の就業率** (単位：％、％ポイント)

年	2016				2017				2018			
	0～17	6以下	7～12	13～17	0～17	6以下	7～12	13～17	0～17	6以下	7～12	13～17
父親	96.3	96.7	96.8	95.1	96.3	97.1	96.5	94.7	96.0	96.6	95.9	94.8
母親	55.3	44.9	59.6	67.3	56.3	46.4	59.5	69.2	56.8	48.6	60.3	67.2
差異 (父-母)	41.0	51.8	37.2	27.8	40.0	50.7	37.0	25.5	39.2	48.0	35.6	27.6

資料：統計庁「地域別雇用調査」各年度10月の結果による試算資料。

注：* 15歳以上の全人口を基準に既婚（有配偶者、離婚、死別）でありつつ、子どもと同居する場合で、子どもの年齢は末の子を基準とした。

** 2017年下半期の資料から登録センサスに基づく世帯推計結果をベースに公表することとなり、2011～2017年の資料は遡って補正した。

出典：統計庁『2019年ワークライフバランス両立インデックス』。

表5 乳幼児への教育・ケアへの公的支出（GDP対比，％）

年	1990	2000	2005	2010	2015	2017
韓国	0.01	0.08	0.15	0.62	0.95	0.96
日本	0.19	0.29	0.31	0.35	0.44	—
スウェーデン	1.91	1.00	1.23	1.49	1.60	—
ドイツ	0.26	0.33	0.37	0.48	0.60	—
OECD 平均	—	—	—	—	0.70	—

資料：OECD Family Database, Public spending on early childhood education and care (<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>).

表6 0～2歳の保育所入所率（単位：％）

年	2010	2017	増減
韓国	38.2	56.3	+ 18.1
日本	18.9	29.6	+ 10.7
スウェーデン	46.5	46.6	+ 0.1
ドイツ	26.8	37.2	+ 10.4
ルクセンブルク	45.8	63.3	+ 17.5
スペイン	26.3	36.4	+ 10.1
OECD 平均	—	35.0	—

資料：OECD Family Database, Enrollment rates in early childhood education and care services, 0-to 2 year-olds (<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>).

以下の子どもがいる男性の就業率は、2016年から2018年までの期間に96%を上回っており、ほとんど完全雇用に近いレベルとなっている。子どもを育てる男性の年齢（40代）では教育費を稼がねばならない負担も大きいですが、一方では労働生涯でピークになる黄金期ともいえよう。一方、子どものいる女性の就業率は、2016年55.3%、2017年56.3%、2018年56.8%と小幅な伸びをみせているが、男性との格差は40%ポイントにのぼっている。特に子どもの年齢が低いほど母親の労働参加率は低くなる。6歳以下の子どもがいる女性の就業率が2016年44.9%から2018年48.6%へと少し増加したのは望ましい変化ではあるが、増加の速度は非常に鈍い。

最近の福祉政策の中で最も劇的な変化をみせているのは、保育支援の拡大である。2004年に所得階層別で等級別保育料の支援をスタートさせて以降、乳幼児への保育料支援は急速に拡大し、2012年からは全乳幼児への無償保育、2018年には児童手当が導入された。導入の初年度には資産・所得基準で下位90%世帯の満6歳未満の子どもに児童手当が支給されたが、2019年からは満7歳未満のすべての子どもへの普遍的な手当へと拡大した。このような政策的変化は、乳幼児ケアと教育のための公的支出の急激な増加からも確認される（前頁表5、表6）。

わずか10年ほどの短期間で児童福祉政策が劇的な成長を遂げたのは、韓国における社会政策史上でも類例をみない。一般的に保育政策の拡大は、働く両親、とりわけ働く母親のキャリア中断を防ぎ、女性の雇用安定性を高めるのに肯定的で、女性の社会権にも寄与するものである。しかし、児童ケアが女性の権利拡大に及ぼす影響は直線的ではなく、制度的脈略により多様な姿をみせる（Htun & Weldon 2018）。韓国的脈略でみた保育支援の拡大過程で現れたいくつかの特徴に注目しよう。

第一に、韓国の保育政策は母親の就業とは無関係にすべての子どもへの保育料支援策として設計され、保育料の支援は両親の負担を減らすことにより少子化問題を解決するための方策として認識されてきた。第二に、保育予算は大きく増額したが、保育の公共性は依然として不十分だという指摘が多い。韓国の保育政策は、そのスタート時から迅速なサービス拡大のために「民間」供給者を選択し、財政負担の大きい国公立の施設よりも民間施設を支援することで増える保育需要に対処しようとした。これは大規模な財政投入にもかかわらず、保育施設の安全性と保育士の質に対する不信が解消されないというブーメランとなり戻ってきたのである。2018年の幼稚園における会計不正問題（キム・スジョン／黄晶美 2019）が起きた後には、国公立施設を増加させる政策がより積極的に推進されている。

第三に、保育料支援と共に、保育施設を利用しない両親にも養育手当を支給している。この養育手当の性格については不明確なままである。例えば、養育手当は保育施設を利用しない両親に一定の恩恵を提供しようとする「公平性」の次元のものなのか、両親の直接的「ケア」（すなわち無償のケア労働）に対する補償なのか、あるいは自分が直接子どもの世話をしようとする両親の「選択権」を尊重するためのものなのか、そうでなければ望ましい児童の発達のために母親が乳幼児へのケアを直接行えるように誘導するための装置なのか、その必要性による異なった論理が動員されている。ジェンダー平等の観点からみると、養育手当が女性の経済活動参加を阻害する「逆のインセンティブ（disincentive）」だとの憂慮と批判も提起されてきた。

3 文在寅政権の福祉改革とジェンダー・アジェンダ

——第2次社会保障基本計画，革新的包容国家の未来ビジョンを中心に

(1) 第2次社会保障基本計画（2019～2023年）

社会保障基本計画は，社会保障基本法により5年ごとに政府の関係省庁の協議を経て打ち立てられる総合政策計画である。2019年には，第2次社会保障基本計画（2019～2023年）が発表された（保健福祉省2019，以下「社会保障基本計画」）。これは定例的な計画ではあるが，発表時点における文在寅政権の福祉改革の方向性を良くみせてくれる資料だといえよう。

「社会保障基本計画」ではその後5年間の社会保障における方向性の提示に先んじて，以前の政策と限界についての評価を行っている。2005年から2015年までの期間，韓国の社会福祉の年平均増加率はOECD諸国平均の2倍に達するほどで，福祉への財政投入が急激に拡大した⁽⁵⁾。健康，年金，雇用，労災，介護などの5大社会保険が導入され，ソーシャル・セーフティーネットを全般的に拡充する政策が持続した。このように急速な福祉拡大が図られたのだが，「社会保障基本計画」では韓国社会が直面している限界や当面の課題として，下記の4点について指摘している。

1番目に，急激な増額にもかかわらず依然として韓国における社会福祉の支出はOECD諸国の平均レベルに比べて低い水準に留まっており，成長を優先に考える「先成長・後福祉」のパラダイムから，先進諸国に比べ約40～50年間，福祉への支出が遅滞していたと指摘している。2番目に，社会保障制度が体系的に整備されてきたものの，依然として死角地帯が広く存在している。3番目に，社会保険の保障性が低い。いくつか例を挙げると，失業給付の給付水準が低く期間も短い。また，国民年金の所得代替率も低いレベルとなっている。4番目に，児童ケア，高齢者と障害者ケアなどの社会サービスは民間中心の供給・利用システムで運営されており，サービスの質が低く，主に脆弱層〔低所得者層〕向けの断片的で一貫性のないサービスとなっている。

このような問題を解消するために「社会保障基本計画」では雇用・教育，所得，健康，社会サービスの4大分野別の核心的な目標と，23の中心的推進課題を示している。特に，4大核心分野の目標には，文在寅政権の福祉改革における方向性が良く現れている。雇用・教育分野では低賃金労働者の縮小と雇用セーフティーネットの拡充，所得関連では相対的貧困率の緩和，健康分野では健康寿命の延長，社会サービスではGDP比の社会支出を拡大し，社会サービスを生涯周期別，対象別で様々な拡充することを目標としている。「包容国家」が標榜したように社会福祉の死角地帯を解消し，より多くの国民をソーシャル・セーフティーネットに組み入れようとする指向性が反映されている。

「社会福祉基本計画」の分野別政策において，女性とジェンダー平等がどのように扱われているのかをまとめた内容が次頁の表7である。女性について明示的に言及している政策と，女性についてははっきり言及はしていないものの，内容的には女性の社会権と密接に関連した政策内容を分けて

(5) 2005～2015年の期間で年平均の社会福祉関連支出増加率は，韓国が11.0%，OECD諸国の平均は5.3%となっている（保健福祉省2019）。

表7 第2次社会保障基本計画で示されたジェンダー・アジェンダ

分野	直接的（明示的） ジェンダー・アジェンダ	間接的（暗示的） ジェンダー・アジェンダ
雇用・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母性保護の死角地帯を解消：雇用保険の未適用者への出産給付，中小企業〔勤務労働者〕の配偶者に出産休業給付金を新設 ・ 女性のキャリア中断予防：育児休業，育児期における労働時間の短縮を活性化，職場での保育圏を拡充 ・ 父親の育児休業ボーナス性を強化，配偶者の出産休業拡大 ・ 女性の雇用参加拡大や管理職の比率引き上げのため，積極的雇用改善措置の適用拡大を検討 ・ 雇用における性別格差緩和のための教育コンテンツ開発 ・ キャリア中断女性への再就職強化 ・ 子どもへのケアサービスを拡大 ・ 児童手当の支給拡大（7歳未満の全児童） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の公共性強化（国公立幼稚園の就園率拡充，保育士の勤務条件改善） ・ 終日ケアシステムの運営（小学校低学年児童の学童保育，空白時間の解消） ・ 雇用保険の適用対象拡大（特殊形態労働従事者〔個人請負型就業者〕，フリーランサー・アーティスト，自営業者への加入を活性化） ・ 韓国型失業扶助の導入
所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金所得保障の強化：出産クレジットの拡大（第一子から適用），〔離婚時の〕分割年金の分割方式を変更，最低婚姻期間の短縮（5年→1年に） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎保障制度〔生活保護〕の扶養義務者の基準を段階的に廃止 ・ 低所得高齢者，所得保障の基礎年金を段階的に引き上げ
サービス社会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園，幼稚園，高齢者施設など，国公立ケア施設を拡充 ・ 保育・ケアなどへの社会サービスにおける人材育成と処遇の改善，サービスの品質管理を強化

資料：保健福祉省（2019）。

示した。

（2）革新的包容国家の未来ビジョン（2019年）

大統領直属の政策企画委員会では，包容国家の未来ビジョンを分野別に論議し発表した（大統領直属政策企画委員会外2019，以下「包容国家未来ビジョン」）。盧武鉉政権が発表した「ビジョン2030」を連想させるこの文書は，光復100周年となる2045年を目標時点に設定し，「新たな大韓民国をいかに作るのか」を示す歴史的意味を強調している。前述した「社会保障基本計画」と比べると，総合的な国家ビジョンという点で福祉のみならず政治，経済と産業，人口，環境，文化など，多様で広範囲なテーマが盛り込まれている。さらに，「社会保障基本計画」が実際に政策を執行する政府省庁が作成した「実務指向型」の計画だとするならば，「包容国家未来ビジョン」は政策専門家で構成されたシンクタンクの性格をもつ大統領諮問機構により，各分野専門家の論議を経て作られた「価値志向型」のビジョンだといえよう。過去100年間，韓国が植民国家，分断国家，発展国家，新自由主義的発展国家などの過程を経て発展し，そこで得た成果と共に時代的限界を直視し，革新的包容国家としてそれらを克服するためのパラダイムの転換を提示する。

革新的包容国家ビジョンで強調している4大戦略は，「安定して品格のある生活」「成長動力の確

表 8 革新的包容国家の未来ビジョン 2045——4 大戦略, 22 大課題のうち一部

戦略	細部戦略	課題	
安定して品格のある生活	基本生活保障社会	1) 所得保障	誰もが基本生活が保障され安定した生活を営む
		2) 健康保障	保健医療体系の革新と保健医療技術の発展により国民の健康を増進
		3) 社会支出投資	先進国レベルの公共的社会支出で包容的福祉国家を完成
	差別のない社会	4) ジェンダー平等	個人化と急速な技術変化の中でもジェンダー平等社会を持続する
		5) 文化的共存	多様性を受け入れ共存と平和の共同体文化を発展
	新活力力量社会	6) 少子高齢社会への対応	少子高齢社会でも活力のある社会を具現
		7) グローバル・ソフトパワー	世界と交流する文化産業によりグローバル・ソフトパワーを発揮
		8) 高等教育の革新	高等教育体系の全面的な革新で力強い社会を先導

出典：大統領直属政策企画委員会（2019）。

表 9 革新的包容国家の未来ビジョン 2045——ジェンダー平等分野の政策課題

課題 4) ジェンダー平等：個人化と急速な技術変化の中でもジェンダー平等社会を持続する

核心的政策課題	オルタナティブな家族制度と社会的支援体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父性優先主義の原則，法・制度の家族範囲を改善 ・ 結婚よりも結合関係による生活パートナー関係，住居・生計を共にする生活共同体の家族の地位を保障
	「働きながらケアし参加する市民」モデルへの転換が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事とケア，地域社会の活動をバランス良く並行させる市民をモデルとした労働市場，家族制度の再構造化 ・ ケアなどで反復誘発されるキャリア中断期間を支援する社会セーフティネット
	技術活用によりジェンダー格差を緩和，革新技術能力への差別のないアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ STEM（科学，技術，工学，数学）分野の進路開発，ICT 分野におけるガラスの天井を解消 ・ 小企業，低熟練，零細自営業従事者に公共職業訓練の機会を拡大 ・ 高熟練技能の職種維持のためキャリア開発の多角化
	ジェンダー平等政策の統括と調整機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェンダー平等委員会を通じた全省庁における政策の調整
	ジェンダー主流化の推進体系を確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェンダー平等アジェンダ公論の場を拡大（社会対話） ・ 議会，政党の意思決定過程に男女同数の参加 ・ 男女同数内閣の実現，ジェンダー平等委員会の設置
近未来の課題	男女すべての生活を変えるジェンダー平等政策の先駆的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な家族の選択権を保障，包括的な差別禁止を保障する平等基本法の制定
	ジェンダー認知の予測や関連統計の生産体系を構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次産業革命など先端技術時代における女性人材育成でバランス確保のための基本統計作成の制度化

出典：大統領直属政策企画委員会（2019）。

保」 「協治と分権の民主主義」，「持続可能な環境」である。第一の戦略である「基本生活保障社会」は，先に「社会保障基本計画」で示された基本方向，つまり公的社会支出を拡大し，誰もが基本的な生活を送れるよう福祉国家の包容範囲を拡大するという目標を共有している。4 大戦略はさらに

22の細部戦略へと分けられ、「ジェンダー平等」は社会分野4番目の細部戦略に含まれている。女性の社会権と関連する主な分野は、最初の「安定して品格のある生活」なのだが、ここには福祉、差別、少子化などへの対応など、社会政策の幅広い課題が含まれている（前頁表8、表9）。

「包容国家未来ビジョン」に含まれたジェンダー平等政策は伝統的な父系中心、男性稼ぎ主家族ではない多様で新しい家族の生活を支援する制度の必要性、また「働きながらケアし参加する市民」モデルをベースとしたケア政策の転換を含んでいる。女性の社会権に対する含意も読み取れ、男性稼ぎ主家族ではない多様な家族を制度的に認め、伝統的な性別分業から脱して、女性がケアと有償労働を平等に分担できる新たな社会モデルを目指している。このようにジェンダー平等アジェンダ、フェミニズム運動の指向性を一部に取り込んでいるのは注目すべきだが、このような視点が「包容国家未来ビジョン」の設定したジェンダー平等課題の全体を統合する大原則となっているとは言い難い。「個人化と急速な技術変化の中でもジェンダー平等社会を持続する」という言辭は、構造化したジェンダー不平等の転換よりも、個人の能力を高めて未来社会の変化に対応すべきだということを強調している。

おわりに——残された課題

今や福祉拡大は韓国社会の中心政策であり、かつ最も大衆的な関心事となっている。文在寅政権が示す国家ビジョンは、経済開発時代の遺産である最小主義的な社会政策から脱皮し、全国民にセーフティーネットを拡大しようとする包容国家を目指している。とりわけ最近の新型コロナウイルス〔感染拡大〕の危機対応では、2020年上半期に世帯人数を基準とした国民全員に災害支援金が支払われ、下半期には小規模事業者と零細自営業者、中学生以下の子どもがいる家庭に支援金が支給されている。まだ実現について言及するのは尚早かも知れないが、基本所得や基本住宅など、全国民に条件なしで支給される最も普遍的な受給権について、政党や政策専門家だけでなく、いつになく国民大衆の関心が高まっている。

福祉への支出拡大期は確かに女性の社会権の基盤を拡げるのに有利な環境だといえよう。だが、福祉支援の領域や支給の方法が多様化・多層化した今日の現実で、社会支出の増加が女性の社会権やジェンダー平等に及ぼす影響を直線的に予断してしまうのは非現実的だと言わざるを得ない。例えば、最低賃金の上昇は低賃金女性労働者の生活安定に役立つ政策であることははっきりしているが、一方で最低賃金のレベルが上がることにより低賃金女性労働者の比率がさらに増加し、男性との格差もより拡大する現象が出てくる。乳幼児ケアと教育のための財政支出が増大したのは望ましい変化ではあるものの、子どもの出産と養育を理由に女性が仕事を中断したり所得が減少したりするリスクがどれほど減少したのかについて指標には明確に現れていない。福祉改革が女性の社会権の多様な領域に及ぼす影響は大変複合的であり、より多角的な分析を通じて、詳細を確認する必要がある。文在寅政権の福祉改革に対する評価についても、もう少し長い時間をかけて綿密に分析しなければならない課題となっている。

本稿では「社会保障基本計画」「革新的包容国家の社会ビジョン」に示された文在寅政権の主要政策がジェンダー平等や女性の社会権をどのように認識し、さらにはいかなる方策を提示しているの

かを簡略に探ってみた。政策の方向性や政策の根拠となっているフレームの側面で、下記の二つを指摘することによって本稿の結論に代えたい。

第一に、女性の就業へのアクセス拡大と自立した生活の安定保障、ジェンダー平等の問題は福祉改革全体の枠組みで言及されるものの、実際には部分的で細部の政策課題のみに認識される傾向が強い。女性の社会権については、「脆弱な女性に恩恵を与えること」といった女性の集団的問題として語られているだけで、福祉政策や包容の範囲をどのようにジェンダー視点から捉えるのかについては不明確なままである。つまり、多様な社会政策と結び付ける統合原理としてジェンダー平等を認識できていないということである。

例を挙げると「社会保障基本計画」で女性の関連課題は、雇用保険上の育児休業や育児期の労働時間の短縮制度、国民年金における出産クレジットの拡大など、細かい政策に限られている。福祉改革関連の政策論議において大きな枠組みでの制度改善、例えば扶養義務者の基準廃止やケア労働者の育成、ケア・エコノミーを論議する際の女性労働の評価引き下げ問題や女性の貧困についてはほとんど言及されていない。「革新的包容国家の未来ビジョン」ではジェンダー平等を独自課題として示し、男性・父系中心から脱した代案的〔オルタナティブ〕な家族、女性と男性が仕事とケアを一緒に分かち合う新しい市民モデルなど、ある程度は前向きな立場が読み取れる。しかし、ジェンダー平等の価値を他の政策課題と結び付けて影響を与える統合原理としては捉えられていない。

第二に、文在寅政権の福祉改革全般には社会的投資（social investment）戦略が強い影響を与えており、特に政党や官僚制の中では世界最低レベルの出産率と急速な高齢化が招く人口危機に対応するために強力な先行投資が必要だとする見方が蔓延している。戦後の福祉国家が貧困撲滅のために再分配政策を体系化したとすれば、新自由主義時代の包容国家は時間の地平を未来に転換させ、未来の世代に負担を押し付けてはならず、未来に先行投資すべきだと主張している。

社会的投資アプローチがジェンダー平等と親和的であり政策的にどう組み込むのかについて研究者の立場は、かなり論争的である。エスピン＝アンデルセンに代表される学者たちは、新しい福祉国家を支え子ども中心の社会的投資戦略を後押しするためには、女性が主要な政策対象であると同時に行為者にも含む「新たなジェンダー契約」が必要だとしている（Esping-Andersen 2002；2009）。社会的投資とジェンダー平等は、互いに上昇作用しながら結合できるという立場である。これとは逆にジェイン・ジェンソンをはじめとするフェミニスト学者たちは、人的資本と子どもの発達を強調する社会的投資アプローチが果たしてジェンダー平等に肯定的な結果をもたらすのか懐疑的な立場である（Jenson 2009）。新たな福祉国家戦略のために子育てと有償労働を同時に行う女性の役割に気付くようになること（gender awareness）と、女性に不利な労働市場の構造や賃金体系を改善するなどジェンダー平等に関心を払うようになること（attention to gender equality）には重大な違いがある（Molyneux 2006；Jenson 2009）。社会的投資アプローチは女性の労働と社会的成就を切り下げ評価する構造的要因を重視せず、賃金平等よりも母性休業に高い関心を払うということである。

世界70か国におけるジェンダー政策の導入過程と主要な行為者を比較分析したHtun & Weldon（2018）の研究によると、ヨーロッパ諸国で母性休暇と育児休業、保育政策の拡大は、強力な左派政党（社民主義政党）の主導のもとで、労働組合と女性運動の積極的協力により進められてきた。

さらに、ヨーロッパの左派政党は、女性の平等な労働参加と社会権の保障にも重要な役割を果たしてきた。しかし、東アジアの国々では出生率の下落がワークライフバランスの支援と保育支出拡大の重要な契機となり、韓国においてはジェンダー平等政策を積極的に導入した政党が低出産に対応するための社会的投資政策を主導している。ここに注目すべき点がある。低出産に対する社会的投資戦略は「それにふさわしい女性 (deserving women)」とそうでない女性を区分する基準や、伝統的な性別役割分業を福祉国家の中に再び招き入れる憂慮がある (Abramovitz 1996 ; ソン・ダヨン / ペク・キョンフン 2020) ということである。福祉受給権を女性の出産や子育てに対する補償として設計するならば、そういった社会的投資戦略は性別固定観念や男性中心の家族モデルを再び呼び戻す愚行に走ることになる。これは結局、女性の社会権 [拡大] にも逆行する。福祉改革と包容国家へのパラダイム転換を図るなら、部分的要因ではなく、統合原理としてジェンダー平等を考えるべきである。そうしてこそ女性の社会権を拡大させる政策を展望できるだろう。

(ふあん・じょんみ ソウル大学校女性研究所客員研究員)

(おおはた・まさき 日韓通訳・翻訳者)

【訳注】

文中の () や 「 」 などは韓国語原文にありますが、[] は原文になく翻訳者によるものです。

【参考文献】

- キム・ギョンヒ / チュ・ジェソン / キム・スジョン / キム・ウンギョン (2019) 『国家のジェンダー平等指数の改編と活用方策』 女性家族省研究報告書
- キム・スジョン / 黄晶美 (2019) 「私立幼稚園の不正とケアの公共性——会計透明性を越えて」 『フェミニズム研究』 19 (1) : 209-245.
- ソ・ドゥウォン (2012) 「ジェンダー制度化の結果と韓国女性運動の動学」 『アジア研究』 55 (1) : 162-192.
- ソン・ダヨン / ペク・キョンフン (2020) 「ジェンダー平等の視点からみた少子化基本計画への評価と代案戦略に関する研究」 『韓国女性学』 36 (1) : 175-209.
- 黄晶美 (2007) 「女性の社会権に関する言説的構成と妻・母親・労働者の地位」 『フェミニズム研究』 7 (1) : 13-54.
- 黄晶美 (2017) 「ジェンダー観点からみた民主化以後の民主主義——公共フェミニズムとアイデンティティ政治」 『経済と社会』 114 : 18-51.
- 黄晶美 (2020) 「2020年、新しい10年のジェンダーイシュー」 『ジェンダーレビュー』 2020春号 : 4-13.
- Abramovitz, Mimi. 1996. *Regulating the Lives of Women: Social Welfare Policy from Colonial Times to the Present*. Boston, MA: South End Press.
- Coontz, Stephanie. 2016. *The Way We Never Were: American Families and the Nostalgia Trap*. New York, NY: Basic Books.
- Esping-Andersen, Gøsta. 2002. "A New Gender Contract". in Esping-Andersen, G., D. Gallie, A. Hemerijck, & J. Mayles. *Why We Need a New Welfare State*. Oxford: Oxford University Press.
- Esping-Andersen, Gøsta. 2009. *Incomplete Revolution: Adapting Welfare States to Women's New Roles*. Malden, MA: Polity Press.
- Hobson, B. & Ruth Lister. 2002. "Citizenship". in B. Hobson, J. Lewis, & B. Simm eds. *Contested Concepts in Gender and Social Politics*. Edward Elgar.
- Hochschild, Arlie Russell & Machung, A. 1989. *The Second Shift*. New York, NY: Penguin Books.

- Htun, Mala & S. Laurel Weldon. 2018. *The Logics of Gender Justice – State Action on Women’s Rights Around the World*. Cambridge, UK : Cambridge University Press.
- Jenson, J. 2009. “Lost in Translation: The social investment perspective and Gender equality”. *Social Politics*, 16 (4): 446-483.
- Lewis, Jane. ed. 1993. *Women and Social Policies in Europe: Work, Family, and the State*. Brookfield, VT : Edward Elgar.
- Marshall, T. H. 1992. “Citizenship and Social Class”. in T. H. Marshall & T. Bottomore. *Citizenship and Social Class*. Pluto.
- Mattews, J. S. & Erickson, L. 2005. “Public Opinion and Social Citizenship in Canada”. *The Canadian Review of Sociology and Anthropology*. vol.42. no.4.
- Molyneux, Maxine. 2006. “Mothers at the Service of the New Poverty Agenda: Progresas/ Oportunidades, Mexico’s Conditional Transfer Programme”. *Social Politics and Administration*, 40 (4) : 429-440.
- Orloff, Ann Shola. 1993. “Gender and the Social Rights of Citizenship: The Comparative Analysis of Gender Relations and Welfare States”. *American Sociological Review*, 58 (3) : 303-328.
- Young, Iris Marion. 2002. Lived body vs gender: Reflections on social structure and subjectivity. *Ratio* 15 (4) : 410-28.

【資料】

- 国民年金管理公団『国民年金統計』2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 各年度
- 大統領直属政策企画委員会・経済人文社会研究会（2019）『光復 100 周年に向けた新たな大韓民国——革新的包容国家の未来ビジョン 2045, 資料集』2019 年 12 月 12 日 (http://www.pcpp.go.kr/post/seminar/seminarView.do?post_id=1881&board_id=6)
- 保健福祉省（2019）『第 2 次社会保障基本計画（2019～2023 年）』
- 統計庁（2019）『2019 年ワークライフバランス両立インデックス』